

**改正**

平成6年3月30日条例第4号

平成9年3月26日条例第8号

平成12年3月28日条例第32号

平成14年9月20日条例第27号

平成16年3月26日条例第13号

平成17年3月25日条例第7号

平成18年4月1日条例第37号

平成21年3月25日条例第8号

平成25年12月13日条例第36号

平成26年12月11日条例第27号

平成30年12月14日条例第36号

令和元年6月13日条例第20号

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例

千歳市霊園及び墓地条例（昭和32年千歳市条例第28号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項の墳墓の施設として、霊園、墓地及び合葬墓（以下「霊園等」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（使用の承認）

**第2条** 霊園、墓地又は合葬墓を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 霊園等は、焼骨の埋蔵以外の目的に使用してはならない。

（承認の要件）

**第3条** 前条第1項の承認を受けることができる者は、規則で定める要件に該当するものとする。

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用を承認することができる。

（使用面積）

**第4条** 霊園又は墓地の使用面積は、8平方メートル以内とし、霊園又は墓地を使用しようとする者1人につき1区画とする。

(使用料)

**第5条** 霊園又は合葬墓を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を第2条第1項の承認と同時に納付しなければならない。

2 市外に住所を有する者が第3条第2項の規定により霊園の使用の承認を受けた場合の使用料は、前項の使用料の額に100分の135を乗じて得た額とする。

3 市長は、市内に住所を有する者について特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

4 市長は、前項の規定により使用料を減免して霊園の使用を承認する場合には、その使用場所を指定することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(管理料)

**第6条** 霊園を使用しようとする者は、公益施設の維持管理に要する費用に充てるため、次項に定める管理料を第2条第1項の承認と同時に納付しなければならない。

2 管理料の額は、別表第3に定める金額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 前条第5項の規定は、第1項の管理料について準用する。

(使用の制限等)

**第7条** 市長は、霊園又は墓地における工作物その他の施設に必要な制限を付すことができる。

2 市長は、霊園又は墓地の維持管理上必要があると認めるときは、第2条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)に対し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(使用権の継承等)

**第8条** 霊園、墓地又は合葬墓の使用権は、相続人又は祭しを主宰すべき者が継承する場合を除くほか、これを他人に譲渡し、又は貸付けしてはならない。

(使用権の消滅)

**第9条** 霊園又は墓地の使用権は、次の各号の一に該当するときは、消滅する。

(1) 霊園又は墓地の使用者が死亡した日から3年を経過しても使用権を継承する者がいないとき。

(2) 霊園又は墓地の使用者の所在が不明となった日から10年を経過したとき。

(承認の取消し)

**第10条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、第2条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 霊園又は墓地の使用者が第2条第1項の承認を受けた日から3年以内に霊園又は墓地を使用しないとき。
- (2) 霊園、墓地又は合葬墓の使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (3) 霊園、墓地又は合葬墓の使用者が偽りその他不正な手段により第2条第1項の承認を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

2 市長は、前項第4号の規定により承認を取り消す場合には、霊園又は墓地の使用者に対し代替地の提供その他必要な補償を行うものとする。

(霊園又は墓地の返還)

**第11条** 霊園又は墓地の使用者は、前条第1項の規定により承認を取り消されたとき、又は改葬その他の事由により霊園又は墓地の全部又は一部を使用しなくなったときは、使用場所を原形に復し、速やかにこれを返還しなければならない。

(無縁墳墓の移転改葬)

**第12条** 市長は、第9条の規定により霊園又は墓地の使用権が消滅した墳墓があるときは、当該墳墓及び埋葬された死体、埋蔵された焼骨等を一定の場所に移転改葬することができる。

(損害賠償の義務)

**第13条** 霊園、墓地又は合葬墓の使用者は、霊園、墓地又は合葬墓の使用により施設、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第14条** 霊園等の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

**第15条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 霊園等の施設、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、霊園等の管理に関して市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

**第16条** 指定管理者が霊園等の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1

日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（委任）

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

**第18条** 次の各号の一に該当する者には、5万円以下の過料を科する。

- （1） 第2条第1項の承認を受けないで霊園又は墓地を使用した者
- （2） 第7条第1項の規定により付した制限に違反した者
- （3） 第7条第2項の規定により命じた措置を講じなかった者
- （4） 第8条に違反して霊園又は墓地の使用権を他人に譲渡し、又は貸付けした者

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月30日条例第4号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園及び墓地条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料及び管理料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料及び管理料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第32号）

（施行月日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園及び墓地条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る管理料について適用し、同日前の使用許可に係る管理料については、なお従前

の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年 9 月20日条例第27号）

この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成16年 3 月26日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園及び墓地条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る管理料について適用し、同日前の使用許可に係る管理料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年 3 月25日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成17年 9 月規則第48号で、同17年10月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園及び墓地条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料及び管理料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料及び管理料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年 4 月 1 日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園及び墓地条例第 2 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年 3 月25日条例第 8 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成25年12月13日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園及び墓地条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用の承認に係る管理料について適用し、同日前の使用の承認に係る管理料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月11日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月14日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例第5条第2項及び第6条第1項並びに別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用の承認に係る使用料及び管理料について適用し、同日前の使用の承認に係る使用料及び管理料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月13日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用の承認に係る管理料について適用し、同日前の使用の承認に係る管理料については、なお従前の例による。

### 別表第1 (第1条関係)

#### (1) 霊園

名称	位置
千歳市千歳霊園	千歳市都1818番地の1、1819番地の1及び1820番地の1並びに根志越1817番地
千歳市末広第1霊園	千歳市稲穂2丁目15番地
千歳市末広第2霊園	千歳市稲穂2丁目16番地

#### (2) 墓地

名称	位置
長都共同墓地	千歳市長都122番地の1
水明郷共同墓地	千歳市水明郷
中央共同墓地	千歳市中央1番地の1及び同番地の3
根志越共同墓地	千歳市根志越377番地
泉郷共同墓地	千歳市泉郷514番地
幌加共同墓地	千歳市幌加378番地
東丘共同墓地	千歳市東丘1304番地の1
協和共同墓地	千歳市協和1305番地の1
蘭越共同墓地	千歳市北信濃829番地及び830番地の2

(3) 合葬墓

名称	位置
千歳市合葬墓	千歳市稲穂2丁目15番地の一部

別表第2 (第5条関係)

(1) 霊園使用料

霊園名	種別	区画	使用料 (円)	
千歳市千歳霊園	A地区、B地区、 C地区、D地区、 E地区及びF地 区	規制墓地 (カロート付)	4平方メートル	236,000
		自由墓地	4平方メートル	188,000
	6平方メートル		310,000	
	8平方メートル		432,000	
	G地区及びH地 区		規制墓地 (カロート付)	4平方メートル
		自由墓地	4平方メートル	202,000
			6平方メートル	333,000
	千歳市末広第1霊園	A地区	4平方メートル	202,000
B地区		4平方メートル	202,000	
千歳市末広第2霊園	A地区	4平方メートル	202,000	
	B地区	4平方メートル	202,000	

備考

使用料は、永代使用料とする。

(2) 合葬墓使用料

合葬墓名	単位	使用料 (円)
千歳市合葬墓	1 体につき	5,000

備考

使用料は、永代使用料とする。

別表第3 (第6条関係)

霊園管理料

霊園名	種別	区画	金額 (円)
千歳市千歳霊園	A地区、B地区、C地区、D地区、E地区及びF地区	4平方メートル	105,000
		6平方メートル	157,500
		8平方メートル	210,000
	G地区及びH地区	4平方メートル	121,000
		6平方メートル	181,500
	千歳市末広第1霊園	A地区	4平方メートル
B地区		4平方メートル	121,000
千歳市末広第2霊園	A地区	4平方メートル	121,000
	B地区	4平方メートル	121,000

備考

管理料は、永代管理料とする。